

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、国税通則法				
要 望 の 内 容	<p>現在、失業等給付については全て非課税にされているが、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 1003 1489 1099"> <tr> <td data-bbox="874 1003 1222 1099">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 1003 1489 1099">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 雇用保険制度のあり方についての労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における検討結果に基づき所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 失業等給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定することから、さらにこれに対して課税した場合、給付の効果が著しく減殺されることとなるため、非課税措置が不可欠である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策目標4 「求職活動中の生活の保障等を行うこと」 4-1 「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」
		政策の達成目標	失業者に対する失業等給付の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性	失業等給付については、受給者の最低生活を保障するものであり、公課等を課し給付を減殺することは、国の国民に対する最低生活保障の原則に照らし矛盾することともなる。したがって改正後の失業等給付も非課税とすることが適当である。		

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>失業等給付に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。</p>	